

道路沿い支障木伐採事業地の管理に関する協定書

丹波市（以下「甲」という。）と〇〇自治会（以下「乙」という。）及び〇〇〇〇（以下「丙」という。）とは、道路沿い支障木伐採事業地（以下「事業地」という。）の管理について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、事業地の管理に関する必要事項を定め、森林環境譲与税を活用して整備した山林の適正な維持・管理を図ることを目的とする。

（事業地）

第2条 管理する事業地は別記のとおりとする。

（協定期間）

第3条 協定期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日の10年間とする。

2 甲、乙及び丙は、協定期間満了後も引き続き協定を締結しようとするときは、協定期間満了日までに、甲、乙及び丙協議の上、所要の手続きをとるものとする。

（事業地の管理）

第4条 甲、乙及び丙は、相互の協力のもとに、事業地における森林の公益的機能の維持及び向上を図るため、森林の施業に努めるものとする。

（行為の制限）

第5条 丙は、第3条の期間において、事業地の形質変更及び林木の皆伐を行わないものとする。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ甲及び乙の承諾を得たときは、この限りではない。

（権利の譲渡）

第6条 丙は、事業地の全部または一部を譲渡しようとする場合は、あらかじめ甲及び乙と協議しなければならない。

（疑義への対応）

第7条 この協定に定めのない事項またはこの協定の定める事項に関し疑義などが生じたときは、甲、乙及び丙は協議し、これを解決するものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書 3 通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

甲 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀 1 番地
丹波市長 林 時彦 ⑩

乙 丹波市〇〇町 〇〇自治会
自治会長 〇〇 〇〇 ⑩

丙 住所 _____
氏名 _____ ⑩

別記（第 2 条関係）

事業地の所在	面積（㎡）
丹波市〇〇町〇〇地	〇〇
丹波市〇〇町〇〇地	〇〇
丹波市〇〇町〇〇地	〇〇
丹波市〇〇町〇〇地	〇〇